社会規範を設計する法システム

はじめに

一、従来型法(Hard Law)による規範遵守

二、従来型式法規範とは異なる社会統制様式とその効果 (1) ソフトロー Soft Law

(3) ナッジ Nudge

(2) アーキテクチャ Architecture

三、法的設計の実効性

おわりに

島 雪

松

江

社会規範を設計する法システム(松島)

はじめに

何者かが、私たちの意思や行動を操っているかのようである。 その意思さえも、 と名付けてから半世紀以上、その間に人間意志に基づく自由や自己決定などというものは―他者を志向する、[5] たち人間は、自己の価値観に基づいて自己決定を行っていると勝手に考えているだけで、実のところ自由意思など存 主体的な自我や自由な自己決定を行う個人という近代の構想を嘲笑い、弄んでいるかのようである。他方自然界に目 報を伝達するいわば道具として人間を位置づけた。彼らの主張は生物としての種の存続や文化の継承という掌の上で、 た。利己的な遺伝子という彼の比喩は、⑴ 在しないのであろうか。一九五〇年代にデイヴィット・リースマンが産業社会における人間の特徴を「他者志向型 を転じると、利他的とされるミツバチが、目下原因不明の「集団自殺 生物の身体は遺伝子の乗り物に過ぎない」というリチャード・ドーキンスの言説は、私たちに大きな衝撃を与え スーザン・ブラックモアは『ミームマシーンとしての私 (The Meme Machine)』をものし、社会や文化の形成情 種の存続という最もプリミティヴな行動原理さえ放棄するという不可解な現象も見受けられる。少なくとも私種の存続という最もプリミティヴな行動原理さえ放棄するという不可解な現象も見受けられる。少なくとも私 自己の意思に基づくものでないのであれば―、 主体の自己決定という近代以降の大前提に疑問を呈することとなった。その ますます怪しくなっている。 (蜂軍崩壊症候群 Colony Collapse Disorder)」を まるで得体の知れない という

けでも十分であろう。 ブズの Leviathan(一六五一年刊)やジョージ・オーウェルの Big Brother(『一九八四年』一九四九年刊)を想起するだ 得体の知れない 何者かが意思や行動を牛耳るというのは、 前者の場合、主権者に対して自然権を委ねるところにそれが成立するのに対し、 なにも今に限った発想ではない。 それにはトマス 後者は Big ・ホッ

うに。これらの中に見られる自由意思や自己決定は、全く喪失されているか、 Brother としての情報しか与えられていない「何者か」により監視され、 あたかも人が、自己決定とは遠く離れた社会秩序形成システムの中に、それを良しとして自ら飛び込んでいくかのよ 行動が統制されている様が描 極めて限定的である。 かれ てい

そ、民主主義的な価値の原点が置かれていたのではなかろうか。もし、 自分自身の決定であるからこそ、 思能力を欠く人の法律行為は無効であり、 提とされてきた必要不可欠な要素の一つであった。法律行為の際には意思能力や行為能力の有無が問われるので、 れが操作された意思だとしたら、 しかし、これら人間 の自由意思や自己決定というものは、 私たちはこの社会をいかに評価することが可能であろうか。 その決定結果に責任が課せられるのであり、 制限行為能力者には後見人や保佐人が付されることとなる。 近代の、とりわけ法システムを形成する際に、 自ら進んで自己決定を行っているようで、そ その自分自身の決定を行える土壌にこ ほかでもな 当然の 前

には多用されている。 動規準として、環境管理型権力たるアーキテクチャを挙げている。(6) ばこのアーキテクチャは、 高さの調整により客の回転率をコントロールしたり、電車内の座席にちょっとした角度を付けて足を投げ出しにくく 社会をデザインする、 その他にも、 車内マナー遵守に一役買ったりということが、社会デザインとしての環境管理例に挙げられる。 糖たっぷりのデザートなどを取りにくい場所に配置する、 余りに多過ぎる選択肢の中から「おすすめ」を nudge(そっと突く・押す) 健康のために、 といえば聞こえは良いが、 法や規範 (慣習)、市場と並び、人々の行動や社会秩序をコントロ 食堂でサラダや野菜の小鉢などを手の届きやすい最前列に並べ、 ローレンス・レッシグは自己決定の在り方を左右する潜在的 より売りたい商品を目のつきやすい場所に配置する 例えば駅前のコーヒーショップで、 する、 ールする手段となりう という手法も現実 レッシグによれ 脂っこいもの 椅子の硬さや な行

スーパ 考えられている作用に対して、このような「見えない権力」「見えないコントロール」の侵食は、 己決定であるかのように振舞ってしまうことも考えられる。見えないところで私たちは、あたかも自分のものである かのような顔をした他者の決定を強いられている、とも言えるかも知れない。法のように可視的で比較的管理可能 にとってはなおさら、自己決定が誘導されたものとは考えたくないであろうから、 ーの陳列などといった nudge は、もはや至るところで用いられている。主体的選択を行っていると自負する者 誘導された自己決定さえ本来の自 ますます拡大しつ

とすることが可能なのであろうか。 る。ましてや、その選挙行動さえ、 者も少なくないであろう。 立法・司法・行政作用は理念的に主権者のコントロール下に置かれているはずであるが、それとは異なる実感を持つ ただ、一見可視的で管理可能なはずの法も、果たしてどこまでコントロールできているものかという疑義もある。 国民・市民の代表を決める選挙でさえ投票率は年々下がり、その正当性根拠も揺らいでく アーキテクチャやナッジの働く余地がある。一体私たちは、何を正当な行為規範

受けつつ、その有り様を変化させていることに着目し、 することを目的とする。 本稿では、従来型のコントロールとは異なる位相を示すに至った法の一断面を切り取り、そのあり方について検討 従来型の法的コントロ ールが、 法外、 組織の中の規範に突きつけられた問題と可能性とを考察して もしくは法の周縁にある社会的コントロ ール の影響を

一、従来型法(Hard law)による規範遵守

その実体法に実効性を持たせる仕組みが、手続法によって保証されている。 ルについて、それを強制するための別のルールが成立、それらが結合しているルールともいえる。 されているもので、 ハードローとは、 企業、 従来型の法規範においては、刑法での強制規範性はもちろん、民法領域に見られるような任意規範であっても、 個人を対象とし、最終的に裁判所での履行が義務付けられた法的拘束力のある社会的規範ということにな 憲法、 国家や地方自治体の権力作用を後ろ盾とした強制力をもつ規範である。これは、 法律、命令、政令、省令、規則、 条例といった、いわゆる従来から「法規範」として認識 国家、 ある実体的 地方自治

害賠償に現れるネガティヴ・サンクションだけではなく、 実体法を強制する仕組みがあるとはいえ、法はその強制的実効力のみに依拠した規範のみに止まる訳ではない。 を伴う一定の政策実現には、 進に見る場合と、 とりわけ近代の私的な市場において欠くべからざる要件であった。また、法機能を従来的な紛争解決や市民活動の促 ろその法規範の存在を意識することで人々が自発的にルールを遵守し、その自由な活動領域を保護してきたことが、 この種の法規範は、 現代的な資源配分を主眼とするのでは、 他の社会規範との比較の中で、強制的実行力の有無に関して特徴づけられることが多い。 従来的な法役割では捉えきれない側面が含まれている。⑵ その役割や強制の在り方も自ずと異なってくる。 補助金給付や減税措置といったポジティヴ・サンクション 刑罰や損 ただ

ティヴ・サンクションは、 この資源配分的機能に注目すると、 かつて主流であった制裁と異なり、 従来型ハーロドーとは異なる法規範への架橋を見て取ることができる。 一定行為から逸脱した場合にサンクションを課すとい

による選択の結果として一定の行為へ導くことが可能となり、 な方法を取る。 う形を取らない。そうではなく、一定行動への選択を促すよう優遇措置によってその行為を誘導するという、 しかしその効力としては、 脱法行為への誘惑を残したネガティヴ・サンクションよりも、 より強力な行為への誘導性を持ちうるものと言えるだ 主体的意思 柔らか

相当するであろう。 明が可能である。 とに大別されよう。 たりといったラベリング効果を利用した行動規準も期待されることになる。 遵守だが、これはポジティヴ・サンクションによって内心を①の法規範内在的価値の尊重へ向かうよう動機付ける効 ルールを遵守しないとその後取引上不利益を被ることがあったり、責任ある社会の一員として認めてもらいにくかっ た。それは法規範のみならず、その他の社会規範や秩序からの逸脱による「村八分」によっても、 そもそも法遵守義務の理由は、 補助金などの 刑罰や損害賠償といったネガティヴ・サンクションを回避する行動はもちろん、 ①の法規範の場合であれば、 ②に関しては、 「うまみ」を得るための戦略の双方として想定することが可能となろう。 ①法規範それ自体に内包される価値の尊重、 まずネガティヴ・サンクションの回避という点からの把握が従来一般的であっ 法と道徳価値との合致やアリストテレスの 次にポジティヴ・サンクションによる法 ②サンクションによる外部的 般的正義概念がこれに 規範遵守理由 業界内の自主的 動機づけ の説

定の手続の下で制定された法規範によるネガティヴなサンクションの回避という行動も、 より動機づけられているにも拘らず、 のではないにせよ、 法規範に内在する価値を自己の価値と同一視する場合、法遵守を自己の意志に基づく選択として評価できるし、 その効果は受諾可能であろう。ここで着目すべきは、 それを自己内部から醸造された価値として認識している場合、 自己の内心における価値基準が外部要因に カント的 な自発性に沿うも つまり認識 の原

因においてある種の錯誤がある場合に、その行為へと誘導した要因を規範的にどう評価しうるか、ということである。 して実社会では、そうした社会規範性に期待を寄せた社会統制が行われている。 ガティヴ・サンクションの回避という点では、法規範以外の社会規範の方に、より強い効果が生じることもある。 上 の議論は基本的に従来型ハードローを念頭に置いていたが、先に挙げたように、一定の社会共同体内におけるネ

二、従来型法規範とは異なる社会統制様式とその効果

(1) ソフトロー Soft law

ず、 針などはこれに相当すると考えられる。ソフトローには権力に基づく強制力がないものの、これに反することで経済 フトローに数えられる。 的・道義的な不利益を受ける可能性がある。 ろ盾にした強制的な効力を持たないにも関わらず、 られる用語で、裁判規範となりうる法源とは異なり、 な拘束力を持つ形式的法源とまでは言えなくとも、 ソフトローとは、 現実の経済社会で国や企業等が何かしらの拘束感を持ちつつ従っている規範」を指す。(③) 「国の法令(ハードロー)ではなく、最終的に裁判所による執行が担保されていないにもかか また、 国家間合意などにより相当程度の影響力を有しているものも 国連総会の決議や国際裁判所の判決にもみられるように、 一定範囲で相当の効力を持つ規範である。 裁判所による執行が担保されていないことから、国家権力を後 ハードローに対して用い 事実上の合意や行動指 一般的 わら ソ

国際組織の非拘束的決議・宣言、③二○世紀末から急速な発展を遂げている国際規制の手段としての基準やガイドラ 国際法におけるソフトローには、①二〇世紀以前に遡りうる個別国家間の条約合意、②二〇世紀後半を中心とする 益であろう。 ない対象をソフトローで捉えるという対概念として双方を捉え、国際関係における法化の分析概念とされている。(雲) い公式文書が打ち出されたことも影響していると指摘されている。ここでは従来のハードロー体系では説明しつくせい公式文書が打ち出されたことも影響していると指摘されている。ここでは従来のハードロー体系では説明しつくせ 数を占めるようになった第三世界諸国によって、伝統的国際秩序や伝統的国際法に挑戦する主張が打ち出されるよう ない諸問題について、国際社会の動向を左右するような理念を宣言しながらも、形式的な意味で法的拘束力を持たな になった六○~七○年代の動きが重要性を持つという。また、人権や環境問題といった、従来の国家間秩序に収まら ようになったのは、第二次世界大戦後の国連総会決議を中心とする国際機関の決議や宣言文書であり、国連総会で多 イン等、という系譜が見られる。これらはいわゆる「紳士協定」であるが、ソフトローという用語の下で議論される(ユ) 他方、自律的秩序の理論モデル理解としては、藤田友敬が定式化した以下のような規範の四分類に基づくことが有

国家がエンフォースしない 国家がエンフォースする

国家以外が作成 カテゴリー

社会規範、企業倫理、CSR 等

カテゴリー

会計基準、 商慣習法等

国家が作成

カテゴリー

労働法上の努力義務規定

各種通達・ガイドライン等

カテゴリー

ハードロー

以外が形成し、

国家がエンフォースする規範で、

国家がエンフォースするというのが、

典型的なハードローである。ここでは特にカテゴリー

会計基準や商慣習法がその例である。

カテゴリー

4の国家が作成

1

2に注目したい。

しない 的私法秩序の形成現象を指す。 存在していることによる社会的効果がフォローされないまま、 フトローが遵守されることと、その規範が社会的に望ましいかということとは、 前提ではなく、 いるルールに合理性はあるか、 るものの、 藤田友敬によると、 カテゴリー そもそもなぜそのソフトロ これらを検討することもソフトローの課題とされる。また、各人の合理的な行動結果として一定のソ 1 ソフトローとは、 2において、こうした問題がとりわけ重要視される必要がある。 国家はそのルールに対してどういったスタンスを取るべきか、といったことは所与の ハードローと異なり、 ーのルールが守られているのか、また守られなくてはならないのか、守られて 国家法の存在を前提としてそれと併存し、 ソフトローには冷遇措置のような形態をとるサンクションがあ その規範性が独り歩きする恐れがあるからだ。 別問題である。国家がエンフォ かつそれに代替しうるような現代 というのも、 ソ フト 口 ース が

別的 ような非効率的ソフ な雇用形態が挙げられる。このような雇用形態は非効率的なソフトローである。 自発的に従っているルールが合理的でないにもかかわらず、 ŀ 口 1 ・の問題性を示唆する。 人種 Ā 人種Bが共存する社会で、双方の平均的生産性に差がな それが慣行として通用している一例として差 経済学者のアカロ フは、 以下の

定した状態になってしまうことが示唆される。 このような偏見に基づく雇用慣行が生まれてしまうと、 率的状況とは言えない。 実際の生産性にも差を作り出してしまう、というものである。こうした慣行は、社会全体の利益を考慮した場合、 状況が生じて、それが給与格差となって現れてしまう。 によって強力な国家規制が導入されることはもちろん、 かったとしても、 雇用者に人種Aの方が人種Bより高い生産性を示すとの偏見があった場合、 もし雇用主が両人種を平等に扱うならば、給与も生産性も上がるにもかかわらず、 しかも、 状況が改善する見込みさえ得られることはない。 多くの者が自発的にその慣行に従った行動をとり、 そうした事実上の結果は人種A、 誰一人この非効率性に気付いていないとすると、 Bの職業選択に影響を与え 一種の自己実現的予言 ハ ひとたび それで安 I F

特性と考えられる。 規律に関しては、「意識された複数の選択肢のうち、 が制裁・褒賞の予期によるもの、もうひとつが認識枠組みによる選択肢の不可視化によるものである。(ユイ) に留意せねばならない。 よる統制」 る行動を選択肢として想定するかという規律は、無意識的に前提とされた認識枠組みからもたらされる「不可視化に ここに見られる無意識的な行動統制は、 である。 木村草太によると、 ソフトローは、 不可視化による統制という、 ハードロー的エンフォースメントによらない行動統制には二種類あり、 認識枠組みによる選択肢の「不可視化による統制」であり、 いかなる選択を行うか」に留意すればよいが、そもそもい 見えない、 しかし強力な作用に牽引されていること ハー ソフトロ ドロ かな 100 し の つ

どもを預けるときには、 同体的な関係に基づく非金銭的なサンクションである。 他方、 ソフトロ ーの不十分さを認識した上で、それをハードローで補完するという方策も考えられる。 ||予定時刻までに子供を迎えに行くべきである|| という規範 しかし子供の引き取りが遅い親に対して金銭的ペナルティー (ソフトロー) がある。 託児所に子 これは共

ドロ 回復されないことを、この例は示唆している。 てしまっている。 という非金銭的サンクションがあり、それに加えて更に金銭的サンクションを課して規範の効力を高めようとしたも のであったが、ここでは交換関係に基づく金銭的サンクションの選択が、 く親が増えた、ということである。 を課したところ、結果としてそれが一種の がソフトローを補完できないばかりか、 しかも託児所が金銭的ペナルティーを廃止した後も、 元来は 「延長料金」と受け止められ、 「時刻通りに迎えに行くべき」 ソフトロ ーがハードローによりいったん弱められてしまうと、 以前の遵守率は回復しなかったという。 であり、 本来の予定時刻よりも遅く子供を迎えに行 共同体的な非金銭的サンクションに代替し そうしなかった場合に非難される

肇は、 留められている規定で、その内容はかなり具体的に特定されており、最近はこちらが多用されているという。欧 努力義務規定である。 イプの努力義務では、 に見られる努力義務規定には二タイプあり、ひとつは法の目的や理念を示し、その方向で努力を促す訓示的 ソフト またソフトロー・アプローチが立法過程論として妥当かといった問題を投げかけることになる 労働立法における努力義務規定や配慮義務規定といったソフトローが抱える問題点を指摘している。(※) ·口 | が一種の「法の政策化」役割を担うことで、 もう一つは、強行的な規制も可能であるが、その立法化の合意が得られないために努力義務に 私法上の効果は否定的に解されるものの、行政指導の根拠にはなり、 規範内容を不明確にしていることも、 法律のあり方として適正 問題視される。 ·抽象的 労働立法 このタ 和田

労働者の職業生活の充実が図られるように努め この種の努力義務規定は、 紛争に際して事業主は 「自主的な解決を図るように努めなければならない (一五条)」とある。パートタイム労 雇用の平等の分野で多用されている。 (二条二項)」、「国は…事業主に対し…援助を行うことができ (一四 具体例を挙げよう。 男女雇用機会均等法では

置を講ずるよう努めなければならない(二一条一項・二二条)」。これを踏まえ、 きるように努めるものとする(三条)」と規定し、 …当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない(三六条)」。 …これを労働者に周知させるための(二一条一項)」、また「休業後における就業が円滑に行われるよう(三二条)」「措 短時間労働者に対する事業者等の責務を「当該短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することがで 育児介護休業法でも「事業主は、 労働者の配置に関しては、「事業主は 育児休業及び介護休業に関して

るのかといった視点が欠落していることが指摘される。(%) 求が可能なのか、 ば努力義務を尽くしたことになるのか明確ではなく、仮に努力義務違反があったとしても、 務に近いものから、 しかし、 使用者に対して明確な実施義務を求めているとは言えない努力義務や配慮義務は、 義務違反に対する損害賠償請求を行うのであれば、 訓示的・倫理的意味しか持たないものまでさまざまである。努力義務とは言うものの、 労働者に課される過大な立証責任をどう考慮す 労働者にはどのような請 それが事実上 何を行え の実施義

質させることで、逆に法の希薄化さえも懸念される。 的自治原則の確認や後々予想される紛争予防のために、 として導入し、その後に禁止規定や実施義務規定に移行するということもありうるが、 に該当しているが、 があり、 このような努力義務規定は、法の政策化や、行政主導型の権利実現法制と関係することが指摘される。一方では私 ソフトローからハードローへと移行することで法的正義に適うという訳でもないが、 他方で、 行政指導や行政指針に委ねるための根拠としての努力義務規定がある。 強制を伴わない行政指導という手法には限界がある上、 当初は関係者の合意ができなかったためにとりあえず努力義務 当事者の納得性や書面性を求めた結果としての努力義務規定 法を権威主義的で非民主的な性格 ソフトローによる規範形成は 常にそうなる訳では 多くの努力義務規定は後者 は な い³¹。 こへと変

市場の規制力に依存する側面が多く、不合理な差別の禁止という面からは、 しての性格を担保するには、 いささか基盤が脆弱と言わざるを得ない。 実効性に疑問がある。 また、 人権保障と

表れることとなろう。 である以上、ルール変更の前提さえ失っていることになる。 定の規範にこそ合理性や効率性があると信じ、それとは違った形の、もしくは高次の合理性や効率性の存在に無自覚 フトローはまさにこうした規範性を持つルールということになるだろう。 規範には何らかの合理性や効率性があるからこそ、それを遵守するという見方が一般的にはある。 ルールを変更させるルールを持たないルールは、 ハードローと比べ、ソフトローにはそうした懸念が強く ハートによると法ではないことになるが、 しかし、 ある一 ソ

(2) アーキテクチャ Architecture

よる社会統制のあり方が目下の課題となる。(34) 的なサンクションを課すのに対して、 法のように組織化・集権化されているわけではない。 チャがある。法による規制は、サンクションによる威嚇を背景とした命令である。法規制が国家法を中心に想定され るのに対して、社会規範は、ある共同体内で課される規範である。時には法以上の力を発揮する社会規範であるが、 レッシグである。レッシグによると、人々の行動を制約する要素として、法、社会規範、(③) に対して、インターネット上での設計(アーキテクチャ)によって規制の可能性が高まると警告したのがローレンス・ 建築学で「構造」を指すアーキテクチャという用語は、 市場は同時的な制約がある。 法はサンクションによって直接人々を規制する効果を持つが、 市場は価格を通じた統制の場である。 情報技術の世界ではコンピュータの基本設計を指す。これ 最後がアーキテクチャによる規制であり、 市場、そしてアーキテク 法規範と社会規範が事後 その法

は、 アーキテクチャそれ自体による規制の特徴を見ておこう。まずは、これが操作可能な物理性に基づいているというテクチャそのものを形成するわけではないので、法が期待するような直接の効果が得られるかは不明である。 同時に社会規範や市場、 アーキテクチャを規制するという間接規制も可能である。ただし法による規制 がアーキ

型規制とも呼ばれる所以である。(38) キテクチャはそれが規制と認知されていなくても、 チャには、 この機能が設置されれば、 ことである。 所与の環境として受け入れられてしまうことが多い。アーキテクチャによる規制が、 自動執行性が伴うからである。 前述の例のように、 壊れない限りアーキテクチャによる規制は機能し続ける。 物理的に事物を設置するか、 法はそれ自体が規制として認識されないと遵守されないのに対して、 有効に機能しうる。それゆえに、その規制の妥当性を吟味するこ プログラミングするという形式を取るので、 いったん施行されたアーキテク 脱コミュニケーション いったん

要としない ことができず、 アーキテクチャによる規制は、 ることができない 自体を操作するものである る規制は、 アーキテクチャによる操作可能な物理性に基づいて、以下のような特徴が表れる。すなわち、アーキテクチャによ 物理的条件の設定であるから、 (執行機関の不要性)。こうして制約を課す側からは、 無意識のうちに規制に従っていることから、 (無視不可能性)。 (機会操作性)。次にその規制のあり方が物理的条件の設定であるがゆえに、それを無視す 制約される者が制約と意識しないままに規制されうる(意識不要性)。 法規範や社会規範が、 それは行為者に選好のオプションを示すものではなく、 人々の自覚的な意識の介在によって機能するのに対し、 その規制の遵守をチェックし、 非常に ||効率的な」行動規制を行えるシステムが 遵守を促す執行機関を必 選択する機会それ 規制を無視する

アーキテクチャということになる。

いう。 てしまう過ちを指摘している。規制の一種としてのアーキテクチャは、法や社会規範、市場と同様に、人々の行動をでしまう過ちを指摘している。規制の一種としてのアーキテクチャは、法や社会規範、市場と同様に、人々の行動を そべることができないようにしたり、道路を意図的にカーブさせて車が自動的に減速する仕組みを作ったり、 反感に加え、 しては、 ン」であり、効果的に働くと、スマートな統制が可能である。しかし、否応なく規制に晒されるアーキテクチャに対 から椅子を無くして会議時間を短縮させたりと、社会の様々な領域で多用されている。いわば一つの「社会デザイ 統制する力があるので、 ッシグによると、インターネットにおけるアーキテクチャはコードであり、そのコードが法のように機能すると このコードは変更可能なのだが、それにもかかわらず現在設定されている設定を「変更不可能な自然」と捉え むろん懐疑的な見方が強い。 法がアーキテクチャをどのようにコントロールしうるかという正当性の問題とに、大きく関係している。 その効力は情報技術に限定されるものではなく、公園ベンチの中ほどにひじ掛けを付けて寝 それは自分たちの意識の及ばないところで行動統制されている気持ち悪さへの

(3) ナッジ Nudge

測可能な形で変える、 出す一歩の後押しをする Nudge がそれである。ナッジとは「望ましい方向へ向けた軽い一突き」であり、 タリアン・パターナリズム=穏やかな介入主義という撞着語法とも考えられる構想の中で、 への誘導である。 人々が本来望んでいながら、 ただし、こうしたアーキテクチャの特徴を逆手にとって、むしろそれを積極的に利用することも考えられる。(38) 個人の選択を禁じることも、経済的なインセンティヴを大きく変えることもなく、人々の行動を予 選択アーキテクチャの要素である。 何らかの要因でその願望が叶えられないようなケースにおいて、 リチャード・セイラーとキャス・サンスティーンは、 選択者の自由意思に影響 望むべき行動 一定行為 リバ

を与えることなく、 しかし合理的な判断へと導くための制御や提案枠組みであるナッジを推奨してい

できるという。 スナックの代わりにフルーツを置いたりすることで、野菜や果物の摂取量が増加するので、 すくなるという。また、 たところ、まだスピードを出せるという負のインセンティヴを与えることなく、制限速度内走行という目的が達しや あるが、 制限速度を超過した場合には困り顔マークを、 それを下回った場合には、まだスピードを上げても良いとのインセンティヴを与えてしまうことがある。そ 道路で速度制限を行う際、 カフェやレストランでサラダバーを中央で手の届きやすい場所に配置したり、 スピードカメラによる時速表示だと、 制限速度内であればスマイルマークを点灯させる仕組 制限速度を超過した場合には抑制効果が 食生活の改善効果が期待 レジの横には みを作っ

利益になるような影響の付与を推奨するが、人々から選択の自由を奪おうとはしておらず、 題はない、 他者に危害を与えうる行為に留まるというミルの危害原理が、この思想の根源にある。 選択肢を残しておく。 た政府が、 自身の選好が確定していたとしても、それが充分な情報に基づくものでないことも多い。そこで充分な情報に基づい 前提としている。 本来リバタリアニズムでは、人間は自分で正しい判断をし、それを実行することができるという、合理的 とリバタリアン・パターナリストは主張する。 人々の行動それ自体を強制することなく、 個人とは自己の責任において合理的な判断を自由に行いうる主体であり、 それによって、一定のデフォルト設定に基づくナッジが正当化されるという。 行為者自身の福利を実現するような仕方で誘導を行うことに問 政府をはじめとするナッジの計画者は、人々に対してその しかし現実の人々は、 他者から制限されるのは 常にオプトアウトできる 人間像を たとえ

たとえ政府が人々の福利と称されるものに向けて影響を与える「柔らかいパターナリズム」を行使する

ものであっても、常にそれが許容されるわけではない。法やその他の公的制度は、たとえ強制力を行使しなくても、(空) ちを以って自らを自律的な人格に成長させるという機会が奪われると危惧されるからである。 権威をもってある活動を非難又は称揚するときには、重大な象徴的機能や宣伝的機能を持つからである。 いう批判が成り立つ。ナッジによって、 によるパターナリズムを決して不可避と考えるのではなく、むしろ何もしないという政府の中立性が要求される、 積極的にオプトアウトを選択するという自覚的少数者を除いては、 ゆえに政府 自らの過

3 法的設計の実効性

られるいわゆる一三〇万円の壁を、 そのうち約二五%は就労調整をしているが、 クチャが事実上女性の生き方を選択させている、とも言える。短時間労働に従事する労働者の約八割が女性であり(雲) チャが窺われるものがある。 るソフトローは、不平等な雇用の領域に多く存在しているが、ことジェンダーに関わる規定には、法的アーキテク 国家がエンフォースしながら、その効果は必ずしも国家によってエンフォースされないような努力義務規定に見られ る二○歳以上六○歳未満の配偶者で、年間一三○万円未満の収入であれば、第三号被保険者となり、自ら年金を納付 しなくとも将来的に年金を受給できる仕組みとなっている。 この例は、 アーキテクチャやナッジの仕組みを法的に取り入れると、どのような問題が考えられるであろうか。作成において 法そのものが特定対象に対して限定的な働き方を課しているわけではないので、 例えば、 約四八%が自分の所得税の非課税限度内である一○三万円の壁を意識している。⑷ 国民年金制度では、会社員や公務員など国民年金の第二号被保険者に扶養され 就労調整を行っている短時間労働者の三七%が第三号被保険者制度に見 第三号被保険者の約九九%は女性なので、法的アーキテ 法規制そのものによる

徹底した上で、家庭内でのアンペイドワークをいかに配分するかという問題と切り離して考えることはできない。 性が非常に限定されてしまうのである。 統制ではない。 ための離婚は非現実的であるし、年間一三〇万円を超える働き方をするのであれば、 なること かしここで留意すべきは、 を誘導してい (離婚) . る。 しかし、 か、 従ってこれは法を媒介にしたシステムによる統制であり、 年間一三〇万円を超えるような働き方をするかである。 国民年金法という法システムの選択肢から、より現実的かつ有利なあり方へと事実上の行動 法システムによってアーキテクチャが遂行された場合、 第三号被保険者制度の例では、 年齢の他には第二号被保険者の配偶者でなく アーキテクチャの 第三号被保険者という制度に乗らな その特質上、 同一 価値労働同一 一例と考えられる。 オプトアウトの可能 賃金 の原 削を

体が、 幣的指標では測ることのできない価値であればこそ、 としても、 るのかという場面で、 キテクチャの設計主体を民主的過程に沿って決定することで、その社会構造決定の正当性を保つという方法であった 次の問題として考えられるのが、 どのようなプロセスで決定しているのか、 依然として問題は残る。(※) リバタリアンであれば、 設計される「望ましさ」の不確定性である。 また、様々に考えられうる「望ましさ」のうち、どの要素をよりエンフォー それさえも市場の選択に委ねるべきということになろうが、 かつそれが本当の望ましさであるのかは、 それを市場で判断することもまた困難になろう。(タウ) 自分の望ましい選択をどのような主 検証不可能である。 それが貨 ・スす アー

ジェンダー・ニーズ」の区別を受け、 クチャのあり方に、 けれども、 大沢真理は開発とジェンダー問題に関するキャロライン・モーザの それが故にアーキテクチャの可能性を葬り去ってしまうには些かの躊躇も禁じえない。 選択余地の拡大を見ることも、 社会で性別役割や責任を果たすべき また人権擁護のシステムを作ることも、 「実際的ジェンダー課題」 「実際的ジェンダー・ニーズ」 可能だと思われるからで と、 多様な ح ジ アー エ |戦略的 ンダー

ものとして受け入れられない以上、選択の余地は広がりにくい。しかし、(52) ションはむしろ一定の行為選択にインセンティブを与えるものと考えられるが、そのインセンティブがポジティブな 格なポジティブ・アクションには一定の効果があるものの、それは選択アーキテクチャではない。 は異なるレベルで活用できるのではないだろうか。 も認識した上で積極的に受け入れるのであれば、ポジティブ・アクションの社会的正当性をより高めて、 ローにおける努力義務と同様、 ただ、ポジティブ・アクションなどに見られるようなジェンダー平等を担うタイプのアーキテクチャは、 その効力において目覚ましい成果を上げるとは必ずしも言えない。 アーキテクチャの可能性を、 ポジティブ・アク 割当制のような厳 その負の側面 市場論理と ソフト

法システムでは解消しきれない問題に対応しうる可能性が有するのではないかと考える。 として忌避されやすい中で、 こともあるにせよ、 たとえ努力義務のようなソフトローであっても、 象徴的意味合いを持つことが指摘されている。法による直接介入がパターナリスティックである 選択アーキテクチャの設定には、 存在しているというただそれだけで、それが実態と異なっている 従来の法的問題解決とは異なる気づきを与え、

おわりに

極めて危うい場所に立っていると言わざるを得ない。近代化の生み出した不確実性に加え、現代社会の制御不(ថ) 念が人間の行為能力の適用範囲を外的世界全体へと拡大させることとなる。」近代法の拠って立つ前提は、(፡3) 模索せざるを得ないことになる。ハードローのみに頼らないシステム統御のあり方は、そうした賢慮の一つと言える 任はあまりに甚大であろう。そうであるならば、むしろ社会システム全体として、そのあり方を制御していく方法を 性・困難性を鑑みるならば、 がさらなる不知や問題をもたらし、 られる自由意思を前提としている。 かもしれない。 と。こうして、 や法則性を明らかにする。 |外的世界のもろもろの事象、すなわち客体の間にある原因と結果の諸連鎖をまず認識し、そこに存在する規則性 事物の因果関係に関する知識の増大が行為結果の予測可能性を拡大させ、それと同時に自由 そして、主体として自由意思でもってそれを参照しつつ、外的世界への働きかけを行うこ 個人の自由意思に専ら依拠したシステムが、結果として個人に課すことになる過酷な責 知の高度化により無知が相対的に増大していくことを考えれば、近代法の しかし、 現実の問題原因が不明確で、行為結果が予測できず、予測のための探求 ここに見 意思の理 前 可能 提は

言われる各システムの相互無視・社会の法化・法の社会化規制という機能不全をきたすことを示した。例えばソフト そのシステム統御の方法にはますますの配慮が必要であるが、それをいかにコントロールしうるかが次の課題とな な循環を繰り返しているので、 トイプナーは現代社会が機能分化しており、 各部分システムを外部から法によって統御しようとすると、 その各部分システムはオートポイエーシス・システムとして自己準 規制のトリレンマと

性もいくらかはあり、 理が損なわれるわけではない、というものである。ただ、労働法上の不平等是正に関する努力義務規定について見る 努力義務規範は無視されて法的制御としては成功しないけれども、それによって法・経済双方の各システムの自己論 ーの一つである努力義務を法が課しても、その努力義務違反には何ら経済的不利益が負わされないので、結果的に 関係者の合意が困難であったがゆえの努力義務規定で、将来的には制裁の伴うハードローへと変わっていく可能 努力義務であっても、法的制御は不完全なものの、 象徴的意味合いに基づく影響力を行使する

基づくものとしてではなく、 ぞれの特徴や問題、また可能性について概観してきた。自由意思による自己決定および自己責任という従来型法レ 繰り返しによって自己陶冶を目指す可能性を開きつつも、それだけに依らない行動選択の可能性を、市場論理のみに ジームの前提が不確定さを増すにつれ、従来型の法規制のあり方も再考されなければならない。Trial and errorの 以上、従来型ハードローとは異なる社会統制規範として、ソフトロー、アーキテクチャ、ナッジを取り上げ、 いかに構成しうるかが、次なる課題となろう。 それ ことは可能である。

- (1) Clinton Richard Dawkins, The Selfish Gene, Oxford University Press, 1976. 日高敏隆他訳 書店、一九九一年。 『利己的な遺伝子』紀伊國屋
- (2) Susan Blackmore, The Meme Machine, Oxford University Press, 2000. 垂水雄二訳『ミームマシーンとしての私』草思社 二〇〇〇年。
- (3) 蜂軍崩壊症候群とは、ミツバチが突然大量に失踪するという世界的な現象で、二○○○年辺りから各国で対策が取られる ようになった。 ウイルスや殺虫剤、 ストレス等諸説が原因として挙げられているが、決定的要因は不明。 養蜂家にとっては蜂

の全滅被害があり、ミツバチの媒介によって結実する果実など、農作物への影響も懸念されている。

- 4 いう問を投げかけている。 のように、原因、結果、そしてその因果関係が依然として明確ではない要素に対し、どのような態度で臨むことが可能か、 これは、 自然や社会を取り囲む不確定性に対するリスク社会論として展開される問題である。環境ホルモンや地球温暖化
- 5 David Riesman, The Lonely Crowd, Yale University Press, 1950. 加藤秀俊訳『孤独な群衆』みすず書房、一九六四年。
- 6 法・違法・プライバシー』翔泳社、二〇〇一年。 Lawrence Lessig, Code and Other Laws of Cyberspace, Basic Books, 2000. 山形浩生訳『CODE―インターネットの合
- 7 Richard H. Thaler and Cass R. Sunstein, Nudge, Improving Decisions about Health, Wealth and Happiness, Penguin
- 8 なければならない現状で、いかなる方向性がありうるかを検討するものである。 トイプナーの法化論では、こうした法の様態は乗り越えられないトリレンマとして措定された。しかし、これを乗り越え
- 9 シリーズ COESOFTLAW-2007-2、二〇〇七年、二~六頁。 木村草太「ハードローの存立基盤―選好順位・予期・一般化の枠組み―JCOE ソフトローディスカッション・ペーパー・
- げられる。 ポジティヴ・サンクションの一例として、屋上緑化に伴う補助金の給付や、エコカーに乗り換える際の減税措置などが挙
- 11 ている。 えるのに対し、ハートは法が守られなければならないものとして人の中で内部化されること internalize に法拘束力を見出し 主権者命令説をとるオースティンが、法を遵守しない場合のネガティヴ・サンクションによる恐れを法の拘束力の源と考
- (12) 「法に適う」という遵法的正義には徳が内在しているが、その徳の中で最高のもので、 るのが正義である。アリストテレス『ニコマコス倫理学』岩波文庫、 一九七一年。 かつ他者とのかかわりの中で現れ
- 13 岩村正彦「ソフトロー・プロジェクトの一○年」ソフトロー研究第二三号、東京大学大学院法学政治学研究科付属ビジネ

中で「裁判所その他の国の権力によってエンフォースされていないような規範であって、私人(自然人および法人)や国の行 動に影響を及ぼしているもの」と定義している。 スロー・比較法制研究センター、二〇一四年八月、四一頁。なお中山信弘は『ソフトローの基礎理論』有斐閣、二〇〇八年の

調で用いられることも多い。 もっとも、 流動的側面を持つソフトローに対して明確に一致した定義をしにくい側面があり、 論者により微妙に異なった論

- (4) 斉藤民徒「ソフトロー論の系譜」法律時報七七巻八号、一〇六頁
- (15) 斉藤前掲書、一〇八頁。
- (16) 斉藤前掲書、一〇九頁。
- (17) 藤田友敬『ソフトローの基礎理論』有斐閣、二〇〇八年、五頁
- 18 ただし、「国家」による「エンフォース」が何を指すのかについては、 留意が必要であろう。
- (1) 藤田友敬「ソフトローの基礎理論」ソフトロー研究第二三号、二頁
- (20) 藤田前掲書、四~六頁。
- 21 込めなくなる場合や、焼畑農業で森林が喪失することによって土壌の流出が進み、農業が継続できなくなる場合などが想定さ 例えば、 個々人が収穫量を上げようとして海産物を根こそぎ捕獲した結果、全体としては資源が枯渇して継続的収穫が見
- 22 Economics, vol. 94, 1980, p.749. George A. Akerlof, A Theory of Social Custom, of Which Unemployment May be one Consequence, Quarterly Journal of
- は住居選択に際し、それが合理的か否かとは無関係に、n-LDK という暗黙の定型ルールに統制されていることが示されてい 木村草太「無限に連なる3LDK─ソフトローの二類型─」ソフトロー研究第一一号、二○○八年三月、一二七頁。ここで n-LDK 構造は、 一つのアーキテクチャとして、人々の生活スタイルを規定することになる。
- (24) 木村前掲書、一二八~一二九頁。

- (25) 藤田前掲書、一〇頁。
- 26 和田肇「労働法におけるソフトロー・ アプローチについて」『日本社会と法律学―歴史、 現状、 展望』 日本評論社、
- 二〇〇九年。
- (27) 和田前掲書、七二四頁。
- (28) 和田前掲書、七二六頁。
- (29) 和田前掲書、七二六頁。
- (30) 和田前掲書、七二七頁。
- (31) 和田前掲書、七二八頁。
- 押しとどめられている可能性を示唆し、立法政策論の点からも努力義務に疑問を投げかけている。 和田前掲書、七三〇~七三六頁。なお和田は、判例法上の雇用平等法理の発展が、努力義務の実定法化によってかえって
- (3)二○○○年に出版された問題意識をより展開したものとして、Lawrence Lessig, CODE version 2.0, Basic Books, 2006. 山 本浩生訳『CODE VERSION 2.0』翔泳社、二〇〇七年。
- 34 二○○七年『法思想史学にとって近代とは何か』に詳しい。 レッシグのアーキテクチャに関する説明として、松尾陽「アーキテクチャによる規制作用の性質とその意義」法哲学年報
- (35) 松尾前掲書二四六頁以下。
- 36 松尾陽「アーキテクチャによる規制と立憲主義の課題」法学時報八七巻四号、 日本評論社、二〇一五年四月、 八五頁。
- (ਨ) Lessig, 2006, op. cit, chapter 1.
- 38 れつつ、多様なアーキテクチャのあり方に期待を寄せている。 だしここでの議論はインターネット上の情報技術に限定されている。 濱野智史『アーキテクチャの生態系─情報環境はいかに設計されてきたか─』NTT 出版、二○○八年、二一頁以下。た 濱野はアーキテクチャによる不当な支配の可能性にも触
- (\mathfrak{B}) Richard H. Thaler and Cass. Sunstein, op cit. pp.269-271

- Oxymoron, The University of Chicago Law Review, Vol. 70, 2003, P.1159. リバタリアン・パターナリズムについては Richard H. Thaler and Cass. Sunstein, Libertarian Paternalism In Not an
- 41 山根承子「ナッジする仕掛け」人工知能学会誌二八巻四号、二〇一三年七月、五九八頁。
- 森村進「キャス・サンスティーンとリチャード・セイラーの「リバタリアン・パターナリズム」」一橋法学七巻三号
- 二〇〇八年一一月、一〇九一頁。
- (43) 森村前掲書一〇九二頁。
- うち、 厚生労働省年金局発表の平成二五年度厚生年金保険・国民年金事業の概況によると、第三号被保険者の総数九四五万人の 九三四万人が女性である。http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/dl/h25a.pdf
- <u>45</u> 短時間労働従事者の八割が女性であることにも、アーキテクチャの関わりが指摘されるであろう。
- 労働政策研究・研修機構が平成二二年一二月に発表した短時間労働者実態調査。

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011q6m-att/2r98520000011wk3.pdf

- <u>47</u> 自体が女性全体の働き方を限定的にするという循環的アーキテクチャを発揮している。 第三号被保険者制度には、家庭内でのアンペイドワークは女性が担うものという前提が暗黙裡に含まれており、 そのこと
- 48 民主的な決定過程とされるものが、「合理的な愚か者」の選択をしていないとは限らないからである。
- ていない。 例えば、GNI(GNP)で所得や生産に関する指標を得ることはできるが、ここに家事労働やボランティアなどは含まれ
- (50) 注三五参照。
- (51) 大沢真理『生活保障のガバナンス』有斐閣、二〇一四年、七〇頁以下。
- たした企業には、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができるが、「くるみん」自体が一般に普及していない 次世代育成支援対策推進法に基づいて行動計画を策定した企業のうち、行動計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満 取得のインセンティブにはなりにくい。

- 53 中山竜一「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望』有斐閣、二〇〇四年、二五八頁。
- 54 戸部真澄「リスク、法、市民・市民社会」大阪経大論集第六五巻第一号、二〇〇四年五月、三九頁。
- Welfare State, 1986. P.299. Gunther Teubner, After Legal Instrumentalism? Strategic Models of Post-Regulatory Law, Dilemmas of Law in the